

# 公的助成金提案書

築地 労務・助成金センター  
助成金コンサルタント・社会保険労務士 田中豪

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-2

☎ 03-3547-1730 📠 03-3546-2808

(助成金申請代行) 併設社会保険労務士事務所 田中豪事務所

※記載されている助成金は、平成29年4月17日現在の情報に基づいております。  
法律改正等の要因により支給要件が変わったり、または廃止されたりすることがあります。

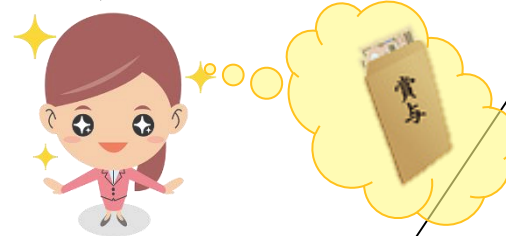
# 事業主様が抱える問題に対応した助成金

## キャリアアップ助成金 正社員化コース



有期契約  
パートタイマー  
派遣社員の  
教育や正社員化  
を助成

## キャリアアップ助成金 諸手当制度 共通化コース



有期契約社員に  
正社員と共通の  
諸手当制度を  
新たに導入する  
事業主を助成

## 人材開発支援助成金 キャリア形成支援 制度導入コース



キャリア  
コンサルタント  
との面談制度の  
導入を助成

## 職場意識改善助成金

### 勤務間 インターバル コース



勤務間  
インターバルを  
導入する  
事業主を助成

- ・ 代行手数料は助成金受給後のお支払いなので、貴社にリスクがありません（前金や顧問契約は不要です）
  - ・ お支払額＝助成金額×30%＋消費税（例）助成金額100万円の場合、30万円＋消費税
- 注** 助成金は、年度の途中で条件が変更されたり、今年度で廃止になることがあります。すぐに申請準備に入らないと、受給できないことがあります。

# 事業主様が抱える問題に対応した助成金

## 65歳超雇用推進助成金



高年齢者  
無期雇用転換

コース

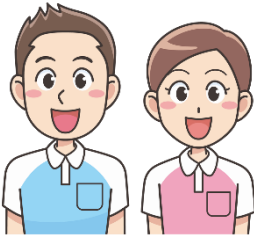
50歳以上の  
有期契約の  
パート等の  
無期雇用転換  
を助成

## 職場定借支援助成金 雇用管理制度助成コース



処遇改善や  
研修、健康づくり  
などの制度導入  
を助成

## 職場定借支援助成金 介護労働者 雇用管理制度助成コース



介護労働者の  
賃金制度整備を  
行った場合に  
助成

## 職場定借支援助成金 介護福祉機器助成コース

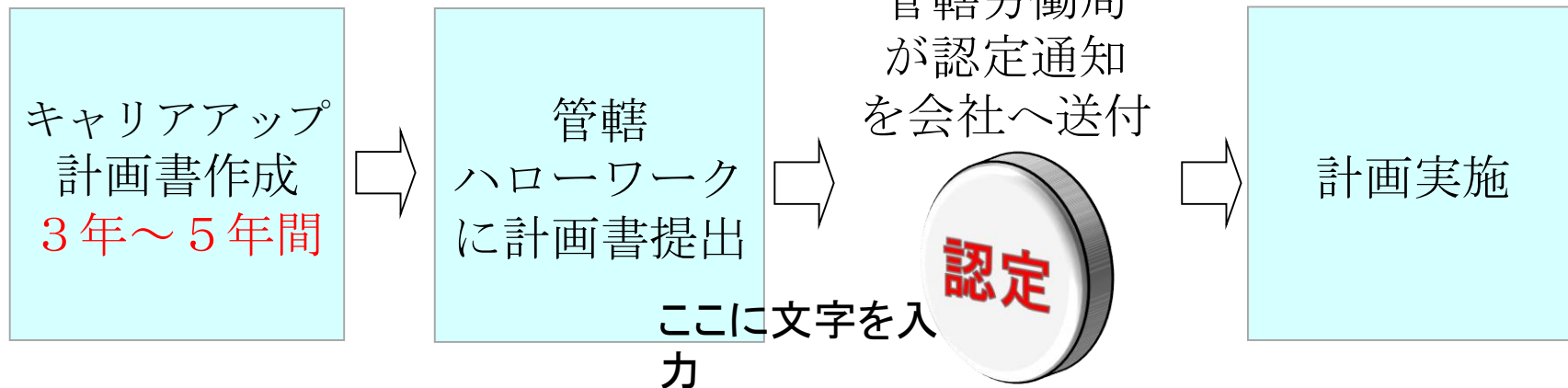


職員の負担軽減を  
目的とした  
介護福祉機器の  
導入、運用を助成

- ・ 代行手数料は助成金受給後のお支払いなので、貴社にリスクがありません（前金や顧問契約は不要です）
  - ・ お支払額＝助成金額×30%＋消費税（例）助成金額100万円の場合、30万円＋消費税
- 注** 助成金は、年度の途中で条件が変更されたり、今年度で廃止になることがあります。すぐに申請準備に入らないと、受給できないことがあります。

# ★ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

申請までの流れ



**\* 対象従業員 \***

6ヶ月以上勤務する**有期契約社員**を**正社員**に転換

6ヶ月経過すると申請可能

1人あたり **72**万円 (**57**万円)

※ 1年度 1事業所あたり 15人まで

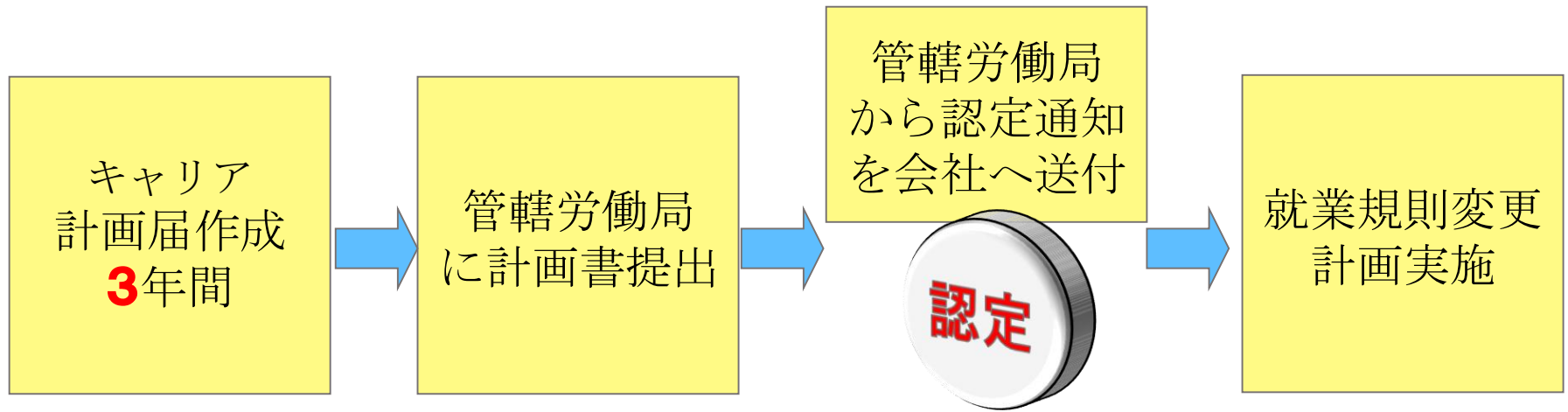
(年間最大 **1,080**万円)

助  
成  
額



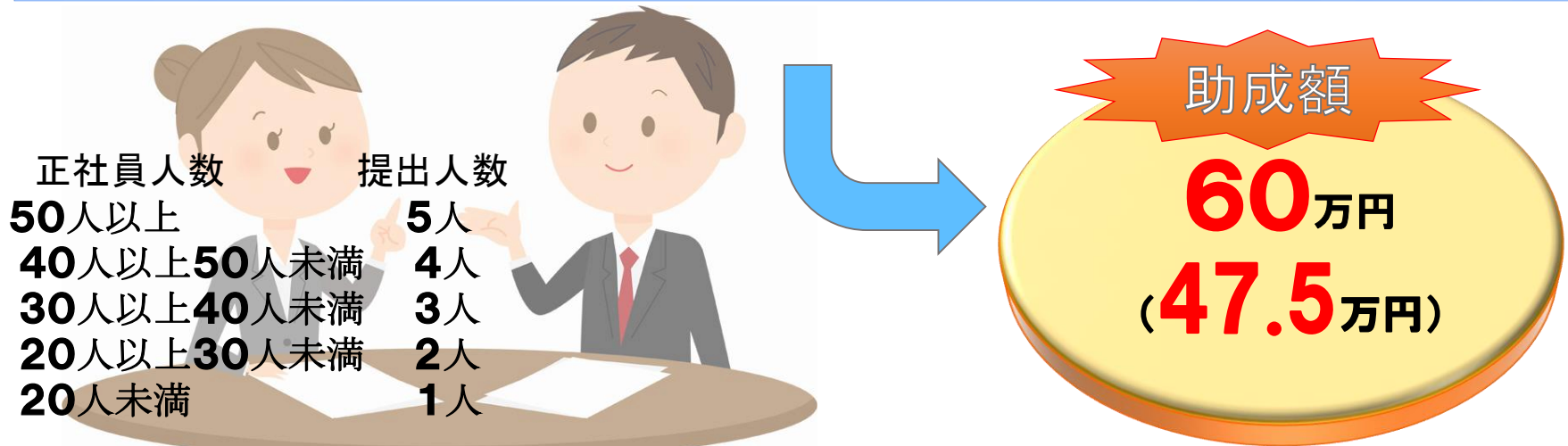
6ヶ月以上勤務  
する**有期契約社員**

# ★ 人材開発支援助成金（キャリア形成支援制度導入コース）



## セルフキャリアドッグ制度

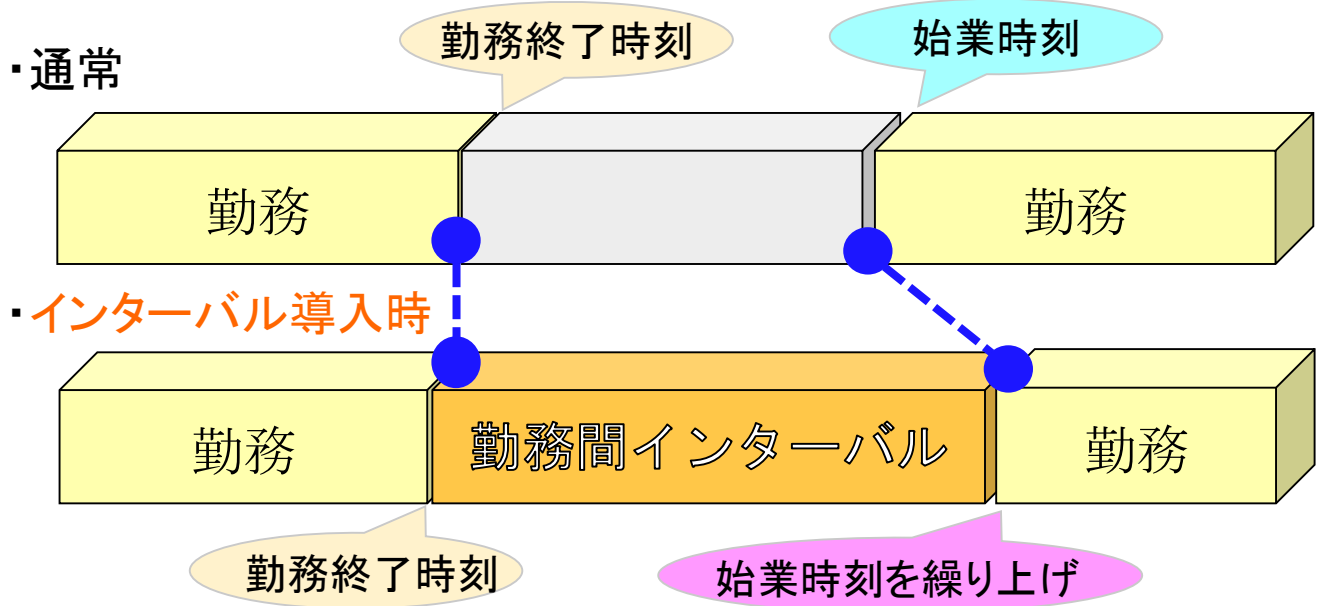
雇用保険に加入している正社員が**キャリアコンサルタント**と**ジョブカード**を使用する面談制度を導入・実施



# ★ 職場意識改善助成金（勤務間インターバルコース）

## \* 勤務間インターバル

勤務終了後、次の勤務時間までの一定時間以上の休息時間のこと

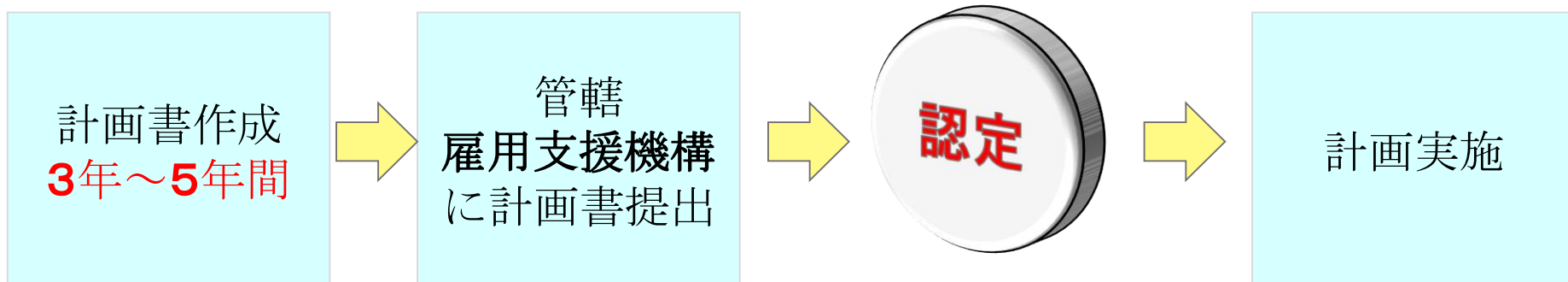


就業規則の作成、労務管理担当者の研修、労務管理用機器、専門家によるコンサルティング等の費用の**75%**を助成

助成額

9時間以上11時間未満	11時間以上
40万円限度	50万円限度

# ★ 65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）



## \* 対象従業員 \*

6ヶ月以上勤務する**有期契約社員**  
(パート、アルバイト等) を**無期雇用社員**に転換

6ヶ月経過すると申請可能

1人あたり **60**万円 (48万円)

※1年度1事業所あたり10人まで

(最大年間 **600**万円)

助成額



**50歳以上**  
定年年齢未満の  
**有期契約社員**

# ★ 職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース）



## 評価・処遇制度

- ・評価、反映方法等を定めた制度
- ・昇格基準
- ・賃金制度
- ・手当制度（通勤、住居、資格等）

## 研修制度

- ・新入社員研修
- ・管理職研修
- ・幹部職員研修
- ・特殊技能研修

## 健康づくり制度

- ・人間ドッグ
- ・腰痛健康診断
- ・生活習慣病予防健診

## メンター制度

先輩(メンター)が  
後輩(メンティ)をサポートする制度

## 短時間正社員制度(保育事業主のみ)

助成額

制度導入・実施: 各制度につき **10**万円

離職率の低下(目標達成助成): **57**万円 (**72**万円)



# ★ 両立支援助成金（育児復帰支援プランコース）

育休予定者と面談

育休復帰支援プランを作成

プランに基づく取り組みを実施  
(引き継ぎなど)

育児休業開始

3か月以上

支給申請  
**36**万円  
(**28.5**万円)

注目

出産後は最低でも**3ヶ月**  
休業する必要があります

すでに産前・育児休業を  
している場合は  
対象になりません

支給申請

**36**万円  
(**28.5**万円)

(職場復帰から)  
6か月以上

育休予定者と面談

育休予定者と面談

職場復帰

プランに基づき会社の情報提供

# ★ 特定就職困難者コース

週所定 労働時間	週30時間 以上	週20以上 30時間未満
60歳以上 65歳	<b>60万円</b>	<b>40万円</b>
母子家庭の母 父子家庭の父		

## 必須条件

- ・ ハローワーク等  
（民間の職業紹介事業所）から雇い入れる
- ・ 継続して雇用する



# トライアル雇用奨励金

有期契約  
(3ヶ月)



ハローワーク  
職業紹介事業所者等からの紹介



1ヶ月目  
4万円

+

2ヶ月目  
4万円

+

3ヶ月目  
4万円

=

合計  
12万円

注  
目

★母子(父子)家庭の母等は月5万円

ハローワーク等で求人を出すときに、  
トライアル雇用を希望して求人を出すことが必要

# ★ 助成金申請に必要な帳簿類

★ 労働条件通知書（雇用契約書）

★ 出勤簿（タイムカード）

★ 賃金台帳

★ 就業規則（賃金規程）

注目

ほとんどの成金は、上記の帳簿類を  
提出することになります  
労働法に違反していないように  
整備する必要があります



# 生産性要件

①直近の会計年度の「生産性」が

・3年前に比べて **6%以上** 伸びていること  
または

・3年前に比べて **1%以上** (**6%未満**) 伸びていること

②会社都合の退職がないこと

## 助成金額

生産性要件の基準を

・達成していると  
**20%増** ↑

・達成していないと  
**5%減** ↓

(例)  
60万円 → **72万円** ↑  
**57万円** ↓

生産性

①生産性要件+②減価償却費+③賃料+④租税公課+⑤営業利益

雇用保険被保険者数

項目	勘定科目	A Bの3年前年度 ( H24 年度) Aの会計期間		B 直近年度 ( H27 年度) Bの会計期間		
		23年4月	24年3月	27年4月	28年3月	
①人件費	役員報酬	18,630,0		19,630,0		
	役員賞与	5,100,0		6,200,0		
	給料手当	118,000		139,032		
	賞与	49,000,0		57,700,0		
	通勤費	2,750,0		2,600,0		
	法定福利費	13,100,0		14,273,0		
	福利厚生費	18,500,0		2,139,0		
	(製)給料手当	32,100,0		35,600,0		
	(製)賞与	5,500,0		5,710,0		
	(製)通勤費	1,200,0		1,200,0		
	(製)法定福利費	9,700,0		9,800,0		
	(製)福利厚生費	300,0		290,0		
	②減価償却費	減価償却費	3,330,0		3,330,0	
(製)減価償却費		3,240,0		3,240,0		
③動産・不動産賃借料		地代家賃	4,530,0		4,530,0	
		賃借料	347,0		347,0	
④租税公課	(製)地代家賃	4,590,0		4,590,0		
	(製)賃借料	240,0		240,0		
⑤営業利益	租税公課	3,330,0		3,330,0		
	(製)租税公課	213,0		231,0		
(1) 付加価値 [= ①~⑤計] (円)		303,200		327,572		
(2) 雇用保険被保険者数(人)			59		60	
(3) 生産性 [= (1) / (2)] (円)		5,138,9		5,459,5		
(4) 生産性の伸び [= ((3)B - (3)A) / (3)A] (%)				6.2%		

# ★ 手数料一覧

お客様のご希望に応じた支払い方法をご選択ください

1 **30%** : スポット依頼 助成金額×30%

---

2 **25%** : 着手金 : 5万円、支給後残金20%

---

3 **20%** : 助成金顧問1.5万円／月 ❌

---



1. 顧問特典 : 事務所便り発行、最新助成金情報・法改正情報発信
2. 助成金優先申請代行、逐次ご提案 (1~3カ月に一度)
3. 弁護士、税理士、精神科医師のご紹介
4. 就業規則、研修、労務相談等が通常顧問価格が適用されます



# 就業規則作成コンサルティング費用

簡易コース  
20万円

就業規則+労働条件通知書ひな形  
労使トラブル対策に労働条件通知書の  
作成は必須です

基本コース  
30万円

簡易コース+右の1~17の規程  
から必要な規程を選択(5規程まで)

安心コース  
50万円

基本コース+右の1~17の規程から  
必要な規程をご自由にご選択  
+従業員説明会(2回まで)

## 【規程17(単独作成費用)】

1. パートタイマー就業規則(10万円)
2. 嘱託社員就業規則(10万円)
3. 賃金規程(3万円)
4. 退職金規程(3万円)
5. 育児・介護休業規程(3万円)
6. 出張旅費規程(5万円)
7. 在宅勤務規程(3万円)
8. 社有車管理規程(3万円)
9. マイカー通勤規程(3万円)
10. マイカー業務使用規程(3万円)
11. 自転車通勤規程(3万円)
12. 災害補償規程(3万円)
13. 個人情報管理規程(3万円)
14. 出向規程(3万円)
15. ハラスメント防止規程(3万円)
16. 再雇用規程(5万円)
17. 役員規程(5万円)

## コンサルティングスケジュール

①現状ヒアリング

②就業規則(案)  
提示

③修正

④就業規則  
完成